

(参考)今後の現任研修について

令和2年度より現任研修の受講条件が下記の通り変更されました。

- 初回の現任研修:過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があること
- 2 回目以降の現任研修:過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験がある事
又は、
現に相談支援業務に従事していること

ただし、平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の間に相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修を受講された方の、初回の現任研修については、上記の受講条件を求めないこととなっております。

※現に相談支援に従事していることとは、申し込み時点のことを指します。